

## 景観法に基づく公共事業に係る通知取扱事務要綱の解説

(平成23年1月25日制定)

### (目的)

第1条 この要綱は、国の機関又は地方公共団体（以下「国の機関等」という。）が景観法（平成16年法律第110号。以下「法」という。）第8条第1項の規定に基づく岩手県景観計画（以下「景観計画」という。）の景観計画区域内において、法第16条第1項の届出を要する行為（以下「公共事業」という。）をしようとする場合における法第16条第5項及び第6項の規定に基づく行為の通知等について、必要な事項を定めることにより、岩手の良好な景観の形成に資することを目的とする。

本条は、本要綱の目的に関する規程である。

国等の機関が岩手県景観計画に定める景観計画区域内において、法第16条第1項の届出を要する行為を行う場合、法第16条第5項によりあらかじめ知事への通知が必要となることから、これに伴う事務の円滑な処理を行うため、要綱を定めるものである。

**※要綱の適用範囲**：岩手県景観計画に定める景観計画区域内における国の機関又は地方公共団体が行う法第16条第1項の届出を要する行為に係る通知（法第16条第5項）及び協議（法第16条第6項）に関すること

**※景観計画区域内**：岩手県景観計画 第2章 景観計画区域 参照

[いわてデジタルマップ 検索](#) 参照

**※法第16条第1項の届出を要する行為（公共事業）**：岩手県景観計画 第4章 第2 届出対象行為 参照

### (行為の通知)

第2条 国の機関等は、公共事業をしようとするときは、岩手の景観の保全と創造に関する条例施行規則（平成22年岩手県規則第71号。以下「規則」という。）第6条の規定による景観計画区域内における行為の通知書により、岩手県知事（以下「知事」という。）に通知しなければならない。当該通知の内容を変更する場合も同様とする。

2 前項の通知又は変更の通知に係る行為について、国の機関等が自ら良好な景観の形成の観点から、景観計画に定められた行為の制限への適合及び岩手の景観の保全と創造に関する条例（平成5年岩手県条例第35号。以下「条例」という。）第16条第1項の規定により定められた公共事業等景観形成指針（以下「指針」という。）への配慮を確認したものであるときは、当該検討の内容が分かる図書の添付をもって、前項の通知又は変更の通知に係る通知書の添付図書の一部の添付を省略することができる。

3 第1項の規定による通知又は変更の通知に係る行為は、行為の種類に応じて当該公共事業全体計画とするなど、適切な範囲とするものとする。

本条は、行為の通知に関する規定である。

### 1 通知様式等（第1項）

行為の通知に関する様式及び添付図書については、規則で別に定める「景観計画区域内における行為の通知書」により行うこととし、変更する場合においても準用する。

変更の通知は、設計又は施行方法を変更した場合に行うこととし、変更に係る行為が、法第16条第7項の規定に該当する場合は、通知を要しないこととする。

※通知様式：規則で別に定める様式参照（様式第2号（第6条関係））

2 添付図書の一部省略（第2項）

国の機関等が自ら良好な景観の形成の観点から景観計画に定められた行為の制限への適合を確認したものである場合、添付図書の一部を省略する。

国の機関等が自ら適合を確認した場合は、確認した内容がわかる資料（適合が確認できる設計図又は施行方法を明らかにした図面を含む。）と、行為の場所がわかる位置図の添付のみ求めている。

自ら適合の検討を行った例

- ①法令に基づく景観検討（法及び条例に基づく環境影響評価）
- ②国土交通省所管公共事業における景観検討の基本方針（案）に基づく景観検討
- ③岩手の景観の保全と創造に関する条例第16条第1項に規定により定められた公共事業等景観形成指針に沿った検討
- ④事業主体による独自の景観検討

3 通知を行う範囲（第3項）

通知を行う場合の範囲は、当該公共事業の全体計画の範囲を基本とする。

全体計画において対象となる場合は、景観への配慮を求めることとし、発注単位では、通知の対象とならない場合でも通知の対象とする。

なお、全体計画で通知を行った場合は、設計又は施行方法に変更がある場合の除いて、以降の通知は不要となる。（別添資料参照）

（審査結果の通知）

第3条 知事は、前条第1項の規定による通知又は変更の通知があった場合において、法第16条第6項の規定に基づく協議が必要であると認めるときは、当該通知又は変更の通知を受理した日から30日以内に、当該国の機関等に対し協議書（様式第1号）により協議を求めるものとする。

2 知事は、前項の協議の必要がないと認めるときにあつては同項に規定する期間内に、同項の協議が整ったときは速やかに、当該協議に係る国の機関等に対し審査結果通知書（様式第2号）により通知するものとする。

本条は、協議及び審査結果の通知に関する規程である。

1 協議（第1項）

法第16条第6項の規定に基づく協議を行う場合の期限を30日以内としている。

協議があった場合、必要な調整を行なうこととなるため、行為の着手の30日前には通知を行うことが望ましい。

2 審査結果通知（第2項）

協議が整った場合、又は協議の必要がないと判断される場合、審査結果通知を行う。

（景観配慮についての措置の協議）

第4条 前条第1項の規定により協議を求められた国の機関等は、景観への配慮について知事と協議するものとする。

2 前項の規定により協議をした国の機関等は、協議の結果に基づいて行う措置等について、協議事項措置報告書（様式第3号）に措置内容の分かる図書を添付し、知事に報告するものとする。

本条は、協議を求められた場合の規定である。

1 協議への対応（第1項）

知事が協議を求めた場合、国の機関等に対して、法の理念及び国又は地方公共団体の責務として、協議への対応を求めるものである。

## 2 協議事項措置報告書（第2項）

協議に基づく措置等について、国等の機関に、その内容がわかる図書を添付した報告書の提出を求めるものである。

（通知を要しない行為）

第5条 第2条第1項による通知又は変更の通知を要しない行為は、法第16条第7項に規定する行為とする。

本条は、通知を要しない行為を規定するものである。

届出の場合と同様に法第16条第7項に規定する行為については、通知を要しない行為とする。

通常の管理行為や軽易な行為、非常災害のために必要な応急措置など、岩手県景観計画で定められた行為について適用除外行為としている。

### ※通知を要しない行為：法第16条第7項に規定する行為

（雑則）

第6条 この要綱に定めるもののほか、行為の通知等に関し必要な事項は、別に定める。

本条は、この要綱に規定されない事項への対応について定めたものである。

附 則

（施行期日）

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

施行期日について定めるものである。

**岩手県景観計画及び関連条例の施行にあわせ、平成23年4月1日から施行する。**

### ※ 経過措置：

平成23年3月31日以前に行為に着手していたものについては、通知の対象外とする。

## 景観法に基づく公共事業に係る通知事務取扱要綱第2条第3項の扱いについて

(行為の通知)

第2条 国の機関等は、公共事業をしようとするときは、岩手の景観の保全と創造に関する条例施行規則（平成22年岩手県規則第71号。以下「規則」という。）第6条の規定による景観計画区域内における行為の通知書により、岩手県知事（以下「知事」という。）に通知しなければならない。当該通知の内容を変更する場合も同様とする。

2 前項の通知又は変更の通知に係る行為について、国の機関等が自ら良好な景観の形成の観点から、景観計画に定められた行為の制限への適合及び岩手の景観の保全と創造に関する条例（平成5年岩手県条例第35号。以下「条例」という。）第16条第1項の規定により定められた公共事業等景観形成指針（以下「指針」という。）への配慮を確認したものであるときは、当該検討の内容が分かる図書の添付をもって、前項の通知又は変更の通知に係る通知書の添付図書の一部の添付を省略することができる。

3 第1項の規定による通知又は変更の通知に係る行為は、行為の種類に応じて当該公共事業全体計画とするなど、適切な範囲とするものとする。

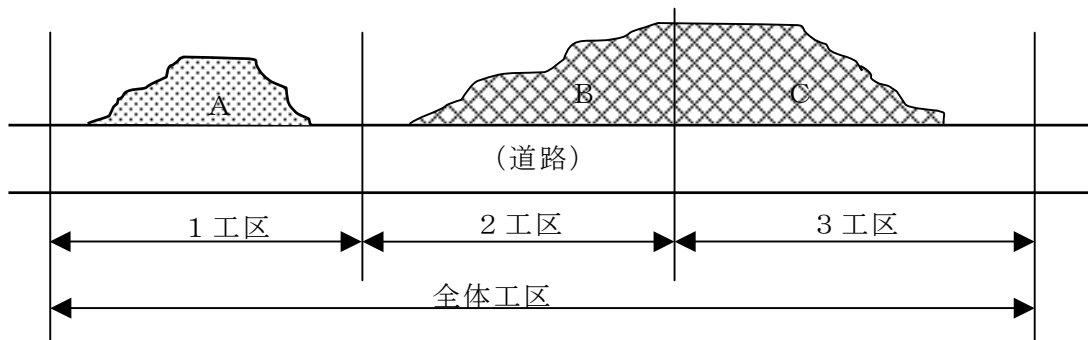
1 行為の通知時期については、協議内容により計画内容が変更される場合があることから、対応可能な期間を十分に取り、適切な時期に通知すること。

(通知に係る事務処理を円滑に行うため事前の協議を十分に行い、計画を策定することが望まれます。)

2 行為の通知は、行為の種類に応じて当該公共事業全体計画とするなど、適切な範囲とすること。事前に全体計画の内容で通知を行った場合は、通知に含まれる工事範囲については、それ以降の工事発注前の通知を必要としないこととする。

3 工事発注単位において通知対象とならない規模の工事の場合でも、全体計画において通知対象となる規模に相当する場合があります。その場合は、景観への影響について、景観計画に定められた行為の制限への適合及び岩手県公共事業等景観形成指針に基づく検討を行った上で、全体計画又は通知対象となる規模の範囲で通知を行うこと。

### 【例：一般地域（土地の形質の変更）】



#### ○通知対象となる規模

次のいずれかの規模を超える規模

- ・生じるのり面又は擁壁 高さ5mかつ長さ10m
- ・面積3,000㎡

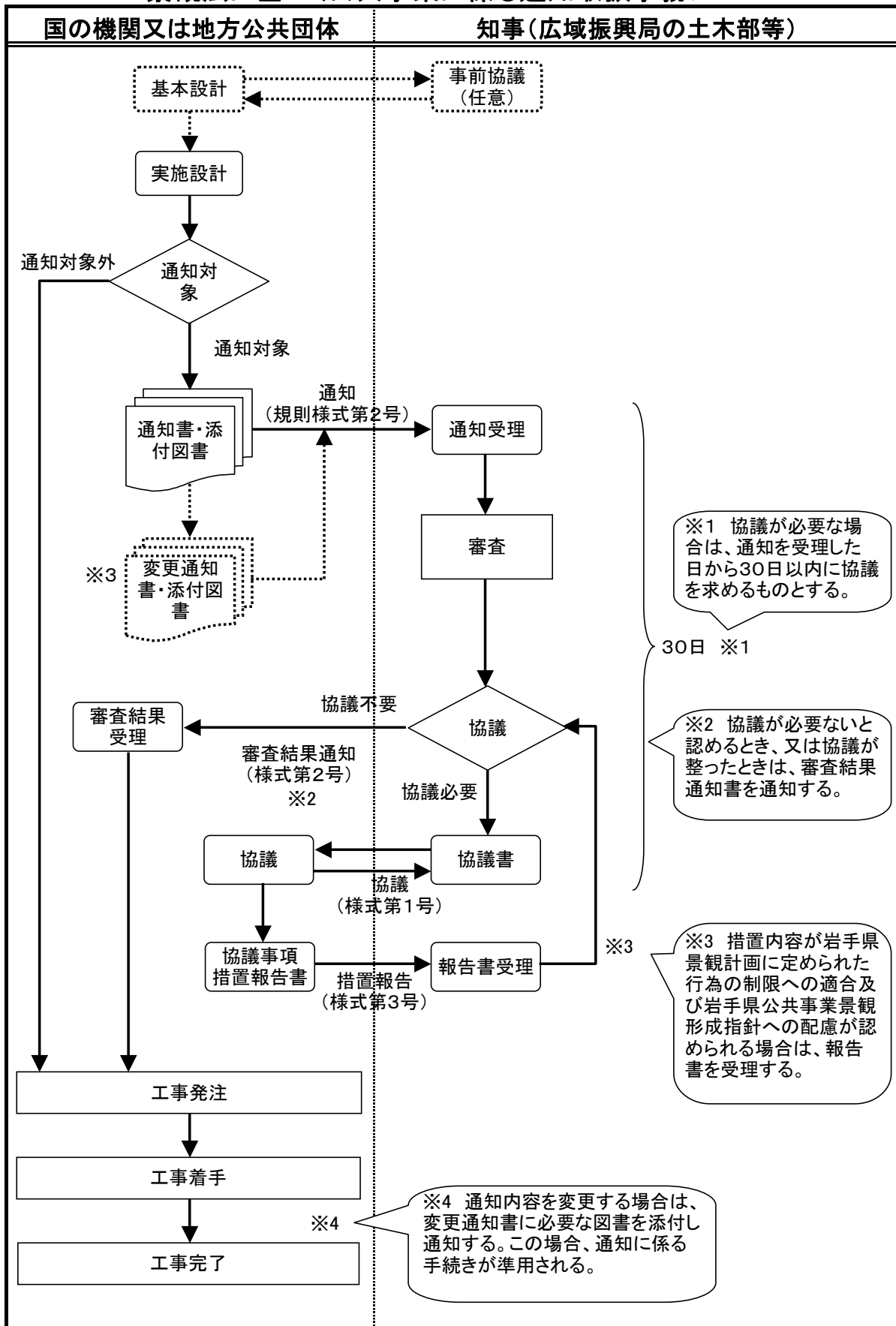
通知対象規模 > A、B、C

通知対象規模 < B + C

工区単位では通知対象規模に該当しない。

B + Cが通知対象規模に該当する場合は、全体工区で景観への影響を検討し、全体計画又は通知対象となる規模の範囲の計画内容で通知を行う。

# 景観法に基づく公共事業に係る通知取扱事務フロー



## ■ 用語の定義

### ○建築物の新築等及び工作物の新設等

#### 「建築物」:

建築基準法第2条第1号に規定する建築物で、建築設備を含むものである。

建築物に含まれる建築設備は、建築基準法第2条第3号において規定されており、煙突や高架水槽等で建築物と一体となって、建築物の効用を全うするための設備は建築物に含まれる。

※建築基準法第2条第1号 建築物:

土地に定着する工作物のうち、屋根及び柱若しくは壁を有するもの

※「建築物」の範囲は、建築基準法に定める範囲とする。

#### 「工作物」:

工作物は建築物以外のものであり、原則として建築物とは、構造上分離して築造されるものであるが、工作物が建築物と一体となって設置される場合で、当該工作物が建築物に含まれない（該当しない）ときは、工作物として取り扱うものである。

※工作物の範囲は、建築基準法に定める範囲を基本としながら、景観という観点から必要なものを加える。

※建築基準法では、電気設備など他の法でチェックが可能なものは除いているが、電気供給のための電線路等も工作物の対象としている。

※工作物のうち煙突、高架水槽、物見塔など建築物か工作物か具体的には判断が難しい場合があるが、この場合は、建築基準法上の分類によることとする。

#### 「鉄筋コンクリート造の柱、鉄柱その他これに類するもの」:

ゴルフ練習場やバッティングセンターのネットの支持物、野球場、競技場などの照明灯の支持物などである。

#### 「擁壁」:

急斜面などの土砂等の崩壊を防止するための壁体構造物である工作物である。

#### 「さく」:

角材・丸太・小幅板・石柱等を一定の距離を開けて立て並べて作られる囲いである工作物。

#### 「塀」:

敷地などの境界に設けれる連続した壁である工作物。

#### 「汚物処理施設、ごみ処理施設その他これに類する施設」:

建築物に該当するものを除いた施設。

#### 「電気供給のための電線路、有線電気通信のための線路その他これに類する施設」:

それぞれの支持物を含む電線。支持物は、鉄筋コンクリート造の柱、鉄柱などの柱状のもの他鉄塔などの塔状のもの他、鉄塔などの塔状のものも含む

ものである。

**「空中線系」:**

携帯電話鉄塔、パラボラアンテナなどの電波を発受信するための工作物及びその支持物。

**「高さ」:**

建築物及び工作物の高さは地盤面からの最高の高さとする。ただし、避雷針は除く。

※地盤面とは、建築物及び工作物が周囲の地面と接する位置の平均の高さにおける水平面をいい、その接する位置の高低差が3 mを超える場合においては、その高低差3 m以内ごとの平均の高さにおける水平面をいう。

※建築物については、階段室、昇降機塔、装飾塔、物見塔、屋窓（トップライト）その他これに類する建築物である屋上部分は、当該建築物の高さに参入するものとする。

**「床面積」:**

建築基準法施行令第2条第1項第3号の「建築物の各階又はその一部で壁その他の区画の中心線で囲まれた部分の水平投影面積」によるものとする。

**「延べ床面積」:**

建築基準法施行令第2条第1項第4号の「建築物の各階の床面積の合計」によるものとする。

**「築造面積」:**

建築基準法施行令第2条第1項第5号の「工作物の水平投影面積」によるものとする。（ただし、国土交通大臣が別に算定方法を定めた工作物については、その算定方法による。）

**○開発行為**

**「面積」:**

主として建築物の建築又は特定工作物に建設の用に供する目的で行う土地の区画形質の変更で、切土又は盛土又は整地を行う面積

**○土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質の変更**

**「面積」:**

土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採に伴う地形の外観の変更で、切土、盛土又は整地に係る土地の面積

○屋外における土石、廃棄物、再生、資源その他の物件の堆積

「高さ」:

堆積されたものの高さ

「面積」:

堆積の用に供する土地の面積

○水面の埋立て又は干拓

「面積」:

埋立て又は干拓により造成される土地の面積

○木竹の伐採

「高さ」:

伐採の対象となる樹木の高さ

「面積」:

伐採の対象となる面積



いわてデジタルマップ - Microsoft Internet Explorer

ファイル(F) 編集(E) 表示(V) お気に入り(A) ツール(T) ヘルプ(H)

戻る 検索 お気に入り

アドレス(D) http://gisweb.pref.iwate.jp/iwategis/viewer.htm

画面下部に「凡例」を表示

Google キーワードを入力して検索

検索 動画 ニュース 急上昇 メール ボタン追加 翻訳 ポップアップを許可 共有

設定 ログイン

主題

土地利用規制図

レイヤ

表示 選択

急傾斜地

海岸保全区域(水産庁所管)

海岸保全区域(国土交通省港湾局所管)

海岸保全区域(国土交通省河川局所管)

海岸保全区域(農林水産省所管)

港湾区域

港湾隣接地域

臨海

漁港区域

伝統的建造物群保存地区

岩手県景観計画区域 (H23.4.1.施行)

盛岡市景観計画区域

北上市景観計画区域

遠野市景観計画区域

一関市景観計画区域

一関市本寺地区景観計画区域

平泉町景観計画区域

八幡平市景観条例規制区域

奥州市景観条例規制区域

大字

表示したいレイヤにチェック。

0 65km 1/123702

1/2500 1/5000 1/10000 1/25000 縮尺 1/ 1/50000 1/100000 1/200000 1/500000

この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の数値地図200000(地図画像)、数値地図50000(地図画像)及び数値地図25000(地図画像)を複製したものである。(承認番号 平17総研 第301号)

この地図の作成に当たっては、国土地理院長の承認を得て、同院発行の数値地図25000(空間データ基盤)を使用したものである。(承認番号 平17総後 第246号)

Copyright(C) 2001-2005 ZENRIN CO.,LTD.(Z050-第367号)

岩手県景観計画区域 (H23.4.1.施行)

一般地域 自然景観地区

一般地域 農山漁村景観地区

一般地域 市街地景観地区

重点地域 (岩手山麓・八幡平周辺重点地域) 山麓景観形成地区

重点地域 (岩手山麓・八幡平周辺重点地域) 田園景観形成地区

重点地域 (岩手山麓・八幡平周辺重点地域) 沿道景観形成地区 (沿道両側30m)

重点地域 (岩手山麓・八幡平周辺重点地域) 山岳景観保全地区 (続<)

凡例

Map: 26037.75 , -131710.4 -- Image: 434 , 575 -- ScaleFactor: 327.30876629275053

Internet

いわてデジタルマップ

NEW

主題  
土地利用規制図

レイヤ

表示 選択

- 行政界
- 都市地域1
- 都市地域2
- 風致地区
- 森林地域
- 自然公園地域
- 自然環境保全地域
- 重要文化的景観
- 埋蔵文化財包蔵地
- 鳥獣保護区特別保護地区
- 環境緑地保全地域
- 河川区域
- 砂防指定地
- 地すべり防止区域(農林水産省所管)
- 地すべり防止区域(林野庁所管)
- 地すべり防止区域(国土交通省所管)
- 急傾斜地崩壊危険区域

1/2500 1/5000 1/10000 1/25000 縮尺 1/ 1/50000 1/100000 1/200000 1/500000

**岩手県景観計画区域 (H23.4.1.施行)**

- 一般地域 自然景観地区
- 一般地域 農山漁村景観地区
- 一般地域 市街地景観地区
- 重点地域 (岩手山麓・八幡平周辺重点地域) 山岳景観形成地区
- 重点地域 (岩手山麓・八幡平周辺重点地域) 田園景観形成地区
- 重点地域 (岩手山麓・八幡平周辺重点地域) 沿道景観形成地区 (沿道両側30m)

**凡例**

- 重点地域 (岩手山麓・八幡平周辺重点地域) 山麓景観形成地区
- 重点地域 (岩手山麓・八幡平周辺重点地域) 田園景観形成地区
- 重点地域 (岩手山麓・八幡平周辺重点地域) 沿道景観形成地区 (沿道両側30m)

この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の数値地図200000(地図画像)、数値地図50000(地図画像)及び数値地図25000(地図画像)を複製したものである。(承認番号 平17総複、第301号)  
この地図の作成に当たっては、国土地理院長の承認を得て、同院発行の数値地図25000(空間データ基盤)を使用したものである。(承認番号 平17総使、第246号)  
Copyright(C) 2001-2005 ZENRIN CO.,LTD.(Z05C-第367号)

**【参考】 景観検討サポートシート記入例（公共事業等景観形成ハンドブック）**

景観検討サポートシートの記入に際しての、記入例を参考資料として示します。

記入例 1：（適用対象外） 景観検討サポートシート 1のみ

記入例 2：道路（通知対象外） 景観検討サポートシート 1、2

記入例 3：河川（通知対象） 景観検討サポートシート 1、2

記入例 4：公共建築物（通知対象） 景観検討サポートシート 1、2

記入例1：(適用対象外)

景観検討サポートシート 1

確認印

部長・所長	室長	工務課長・次長	主任主査・主査	担当者

※白抜文字：～必須記入項目

解説編

目次1

【シート2】

1. 事業分類

(1) 事業名(業務名・工事名)

記入年月日 平成 23 年 ○ 月 ○ 日

〇〇維持修繕	事業
一般国道□□号△△地区道路維持修繕(***工)	<input type="checkbox"/> 業務 <input checked="" type="checkbox"/> 工事
事業担当所属	***広域振興局土木部 ***土木センター 道路環境チーム

(2) 事業区分

◎ (適用対象外)



災害復旧以外の適用対象外については、本項目以降の記入不要。

<input checked="" type="checkbox"/>	道路舗装の補修工事等の原形復旧を目的とする事業	
<input type="checkbox"/>	地盤面下で実施する事業	
<input checked="" type="checkbox"/>	災害復旧(改良復旧以外)を目的とする事業。	
<input type="checkbox"/>	非常災害のため必要な応急措置として行う行為	
<input checked="" type="checkbox"/>	通常管理行為、軽易な行為その他の行為で政令(景観法施行令第8条)で定める	※資料編
<input type="checkbox"/>	法令等の定めにより、指針に基づく景観上の配慮が講じられない場合	
	理由：	

↓適用対象外の場合、1.(3)以降及びシート2の記入は不要。(シート2の添付不要)  
ただし、適用対象外の「災害復旧(改良復旧以外)を目的とする事業。」は、1.(3)以降及びシート2も記入。

※P9、2(2)適用除外 参照

災害復旧事業については、原形復旧を基本としており、一般的には指針の適用が難しいと判断されることから適用除外としますが、査定申請時・施工段階時には、できる限り指針及び本解説に準拠するよう努めるものとします。

(注)災害復旧事業であっても、景観法に基づく通知手続き等は適用除外とならないので、施工段階には後述する「景観検討サポートシート」を作成し、法手続等について確認するものとします。

2. 添付書類・取扱確認

※※※資料編 若干景観の景観計画等施行後添

(1) 景観条例(市・条例等)

※※※資料編 各景観計画等の概要

※※※資料編(景観)

盛岡市、北上市、奥州市、平泉町、一関市、一関市本宮地区、遠野市及び、その市町村合併後の地域、岩手県の景観条例・施行規則、景観計画の内容を確認し、通知対象行為に該当するか確認する。

重要景観区域	<input type="checkbox"/>	市	<input type="checkbox"/>	町	<input type="checkbox"/>	市町村指定・重要地域等	<input type="checkbox"/>
	<input type="checkbox"/>	重点地域(景)	<input type="checkbox"/>	景観地区	<input type="checkbox"/>	市景観地区	<input type="checkbox"/>
	<input type="checkbox"/>	景観地区	<input type="checkbox"/>	市景観地区	<input type="checkbox"/>	景観重要文化景観	<input type="checkbox"/>
	<input type="checkbox"/>	景観重要文化景観	<input type="checkbox"/>	景観重要文化景観	<input type="checkbox"/>	景観重要文化景観	<input type="checkbox"/>
追加申請	<input type="checkbox"/>	是	<input type="checkbox"/>	否	<input type="checkbox"/>	景観重要建築物	<input type="checkbox"/>
(対象施設)	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	その他	<input type="checkbox"/>
通知年月日	平成	年	月	日	<input type="checkbox"/>	その他	<input type="checkbox"/>
届出・事前協議	平成	年	月	日	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>

景観法以外の条例における規制の対象となる地域・施設等

景観法外	景観法外	景観法外
都市景観法	景観法外	<input type="checkbox"/>
自然景観法	自然景観法の特設地域	<input type="checkbox"/>
文化景観法	伝統的建造物群保存地区	<input type="checkbox"/>
	重要文化的景観	<input type="checkbox"/>
歴史まちづくり法	特定歴史的街区維持向上計画の重点区域	<input type="checkbox"/>
都市景観法	特別景観保全地区	<input type="checkbox"/>
景観条例(市・条例)	地方公共団体の条例(よりきめられた指定地区)	<input type="checkbox"/>

【シート2】

記入例 2 : 道路 (通知対象外)

景観検討サポートシート 1

確認印

部長・所長	室長	工務課長・次長	主任主査・主査	担当者

※白抜文字：～必須記入項目

解説編

目次1

【シート2】

1. 事業分類

(1) 事業名 (業務名・工事名)

記入年月日 平成 24 年 △ 月 △ 日

道路改築	事業
主要地方道□□線△△地区道路改良	<input type="checkbox"/> 業務 <input checked="" type="checkbox"/> 工事
事業担当所属	**広域振興局土木部 **土木センター 道路都市チーム

(2) 事業区分

◎ (適用対象外)



災害復旧以外の適用対象外については、本項目以降の記入不要。

<input type="checkbox"/>	道路舗装の補修工事等の原形復旧を目的とする事業
<input type="checkbox"/>	地盤面下で実施する事業
<input type="checkbox"/>	災害復旧 (改良復旧以外) を目的とする事業。
<input type="checkbox"/>	非常災害のため必要な応急措置として行う行為
<input type="checkbox"/>	通常管理行為、軽易な行為その他の行為で政令 (景観法施行令第8条) で定める <b>※資料編</b>
<input type="checkbox"/>	法令等の定めにより、指針に基づく景観上の配慮が講じられない場合 理由:

(3) 段階・検討履歴

事業年度 平成 23 年度 ~ 平成 28 年度

今回段階	①計画・設計		②施工		③維持管理		④増築 (増設) ・修繕	
	<input type="checkbox"/>		<input checked="" type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	
履歴	年度	検討年月日	段階	記入者 (職・氏名)			摘要	
	H24	H24. △. △	②	主任	** **	** **	施工	
	H23	H23. ○. ○	①	技師	** **	** **	詳細設計	
							最上欄に今回の記入項目を記載	

景観計画区域は、いわてデジタルマップで確認。その他は資料編等で確認。

2. 法手続・施策確認

※Ⅲ資料編 岩手県内の景観計画等施行状況

(1) 景観条例 (自主条例含む)

※Ⅲ資料編 各景観計画等の概要

※用語解説 (景観)

盛岡市、北上市、奥州市、平泉町、一関市、一関市本寺地区、遠野市及び、この市町村以外の地域は、岩手県の景観条例・施行規則・景観計画の内容を確認し、通知対象行為に該当するか確認する。

事業実施箇所	<input type="checkbox"/>	〇〇 町 □□ 地内	<input type="checkbox"/>	市町村指定・重点地域等
	<input checked="" type="checkbox"/>	重点地域 (県)	<input type="checkbox"/>	( )
	<input type="checkbox"/>	景観地区 □□ 準景観地区	<input type="checkbox"/>	景観重要公共施設
	<input type="checkbox"/>	景観農業振興地域整備計画区域	<input type="checkbox"/>	( )
通知手続き (対象施設)	<input type="checkbox"/>	要 <input checked="" type="checkbox"/> 不要	<input type="checkbox"/>	景観重要建造物 <input type="checkbox"/> 樹木
通知年月日	平成 年 月 日 ( )		<input type="checkbox"/>	その他
同上・事前協議	平成 年 月 日 ( )			( )

景観法以外の景観に関わる規制の対象となる地域・地区等

根拠法令	規制区域等	対象地区等
都市計画法	風致地区	<input type="checkbox"/> ( )
自然公園法	自然公園内の特別地域	<input type="checkbox"/> ( )
文化財保護法	伝統的建造物群保存地区	<input type="checkbox"/> ( )
	重要文化的景観	<input type="checkbox"/> ( )
歴史まちづくり法	認定歴史的風致維持向上計画の重点区域	<input type="checkbox"/> ( )
都市緑地法	特別緑地保全地区	<input type="checkbox"/> ( )
景観条例 [自主条例]	地方公共団体の条例により定められた指定地区	<input type="checkbox"/> ( )

【シート2】



記入例2：道路（通知対象外）

景観検討サポートシート 2

度	検討年月日	段階	摘要	備考
H24	H24. △. △	②	施工	

(2) 屋外広告物条例

※～ 公共広告物がない場合は記入対象外

解説編

目次1

【シート1】

盛岡市、平泉町、及びこの市町村以外の地域は岩手県の屋外広告物条例・施行規則の内容を確認し、届出対象行為に該当するか確認する。

事業実施箇所	市	地内	地域	<input type="checkbox"/> 県所管	<input type="checkbox"/> 市町村 ( )
広告種別			区分	<input type="checkbox"/> 市街地	<input type="checkbox"/> 農山漁村 <input type="checkbox"/> 自然
届出手続き	<input type="checkbox"/> 要 <input type="checkbox"/> 不要	届出年月日	平成	年	月 日 ( )

(3) 景観・まちづくり施策等

※～ 対象施策等がない場合は記入対象外

市町村確認	平成 23 年 ○ 月 ○ 日
各施策の有無	<input type="checkbox"/> 無 <input checked="" type="checkbox"/> 有 (名称: ○○地区景観形成住民協定)
公共事業における配慮内容	当該地区の協定事項に直接に関連する施設整備はないが、関係団体と計画内容等については事前協議済み。
関係団体等	○○地区自治振興協議会

必要に応じて記入

3. 景観検討

(1) 景観特性・事業概要

一般地域

施設別

道路

地域	【県】 <input checked="" type="checkbox"/> 重点地域 <input type="checkbox"/> その他 【景観行政団体市町村】 <input type="checkbox"/> ( )
景観特性	当該地区周辺は、西側に一級河川○○川があり、東側は主に住家として利用されている。
事業概要	延長L=*. *km、幅員=*. *(*. *)m、

関連する指針、配慮事項、工夫ポイントなどを参考検討

テンプレート目次

(2) 共通指針配慮

項目	配慮項目	配慮内容・工夫ポイント	実施評価
1.防護さく 2.緑の保全と緑化	1.形態、意匠、素材、色彩等の工夫により、周辺の景観と調和するよう配慮するものとする。 2.良好な景観を形成している既存樹林、樹木等については、できる限り現況保存、移植活用、表土の活用に努めるものとする。	1.【形状・意匠】安全性に支障のない範囲で、シンプルなデザインに努め、周辺への眺望を確保する必要がある場合は、透過性の高いデザインにも配慮するものとする。=転落防止柵 2.既存樹林・樹木等の現況保存を検討する。→計画調整により樹木*本を保存	1.転落防止柵は左記を踏まえ、シンプルで透過性の高い製品を選定。 2.工事支障木のうち、景観的效果が大きい樹木を保存。

共通指針(共通・個別事項)から主な該当部分を抜粋記入

共通指針(個別事項)の「配慮事項」「工夫ポイント」等を参考に検討して記入。

(3) 施設別指針配慮

項目	配慮項目	配慮内容・工夫ポイント	実施評価
1歩道・自転車道・遊歩道	1.路上施設は、相互に調和が感じられる形態、色彩に配慮するものとする。	・バス停留所のような滞留空間では、必要に応じて上屋やベンチなどの設置も検討し、動線と錯綜しない居心地の良い空間を検討する。→バス停留所前の残地を活かした小広場にベンチを設置。	・左記を踏まえ、当初計画していた歩道空間へのベンチ設置は廃止。

施設別指針から主な該当部分を抜粋記入

施設別指針の「配慮事項」「工夫ポイント」等を参考に検討して記入。

記入欄が少ない場合は、任意に拡大して作成して下さい。例えば、(2)(3)欄を拡大して、(5)(6)欄を縮小。

(4) 検討手法 (事業者検討以外)

※～ 事業者検討のみの場合、記入対象外

検討手法	<input type="checkbox"/> 委員会等 <input type="checkbox"/> アドバイザー <input type="checkbox"/> その他 ( )
------	--

(5) その他

・特になし

引き継ぎ事項・地元要望事項等の調整内容などを記入。

(6) 事業実施箇所・参考写真 (撮影日) H\*\*.\*\*.\*\*

PHOTO貼付

スペースが小さいため、必要に応じて別紙に任意に整理。

必要に応じて、現況写真を貼り付け。

【シート1】

記入例3：河川（通知対象）

景観検討サポートシート 1

確認印

部長・所長	室長	工務課長・次長	主任主査・主査	担当者

解説編

目次1

【シート2】

1. 事業分類

※白抜文字：～必須記入項目

(1) 事業名（業務名・工事名）

記入年月日 平成 23 年 ○ 月 ○ 日

○○河川改修	事業
一級河川□□川△△地区○○河川改修詳細設計	<input checked="" type="checkbox"/> 業務 <input type="checkbox"/> 工事
事業担当所属	**広域振興局土木部 **土木センター 河川砂防チーム

(2) 事業区分

◎ (適用対象外)



災害復旧以外の適用対象外については、本項目以降の記入不要。

<input type="checkbox"/>	道路舗装の補修工事等の原形復旧を目的とする事業
<input type="checkbox"/>	地盤面下で実施する事業
<input type="checkbox"/>	災害復旧（改良復旧以外）を目的とする事業。
<input type="checkbox"/>	非常災害のため必要な応急措置として行う行為
<input type="checkbox"/>	通常管理行為、軽易な行為その他の行為で政令（景観法施行令第8条）で定める ※資料編
<input type="checkbox"/>	法令等の定めにより、指針に基づく景観上の配慮が講じられない場合 理由：

(3) 段階・検討履歴

事業年度 平成 22 年度 ～ 平成 28 年度

今回段階	①計画・設計		②施工		③維持管理		④増築（増設）・修繕	
	<input checked="" type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	
履歴	年度	検討年月日	段階	記入者（職・氏名）		摘要		
	H23	H23. ○. ○	①	技師 ** **		詳細設計 ←		
						最上欄に今回の記入項目を記載		

景観計画区域は、いわてデジタルマップで確認。その他は資料編等で確認。

2. 法手続・施策確認

※Ⅲ資料編 岩手県内の景観計画等施行状況

(1) 景観条例（自主条例含む）

※Ⅲ資料編 各景観計画等の概要

※用語解説（景観）

盛岡市、北上市、奥州市、平泉町、一関市、一関市本寺地区、遠野市及び、この市町村以外の地域は、岩手県の景観条例・施行規則・景観計画の内容を確認し、通知対象行為に該当するか確認する。

事業実施箇所	○○ 町 □□ 地内	<input type="checkbox"/> 市町村指定・重点地域等
	<input type="checkbox"/> 景観形成重点地域（県）	( )
	<input type="checkbox"/> 景観地区 □□ 準景観地区	<input type="checkbox"/> 景観重要公共施設
通知手続き（対象施設）	<input checked="" type="checkbox"/> 要 <input type="checkbox"/> 不要 (築堤工L=*.km:土地の形質の変更3,000m2超)	<input type="checkbox"/> 景観重要建造物 <input type="checkbox"/> 樹木
通知年月日	平成 23 年 ○ 月 ○ 日 (予定)	<input checked="" type="checkbox"/> その他
同上・事前協議	平成 一 年 一 月 一 日 ( )	(岩手県・一般地域)

事前協議は任意。

景観法以外の景観に関わる規制の対象となる地域・地区等

根拠法令	規制区域等	対象地区等
都市計画法	風致地区	<input type="checkbox"/> ( )
自然公園法	自然公園内の特別地域	<input type="checkbox"/> ( )
文化財保護法	伝統的建造物群保存地区	<input type="checkbox"/> ( )
	重要文化的景観	<input type="checkbox"/> ( )
歴史まちづくり法	認定歴史的風致維持向上計画の重点区域	<input type="checkbox"/> ( )
都市緑地法	特別緑地保全地区	<input type="checkbox"/> ( )
景観条例〔自主条例〕	地方公共団体の条例により定められた指定地区	<input type="checkbox"/> ( )

【シート2】

記入例3：河川（通知対象）

景観検討サポートシート 2

年度	検討年月日	段階	摘要	備考
H23	H23. ○. ○	①	詳細設計	

(2) 屋外広告物条例

※～ 公共広告物がない場合は記入対象外

解説編

目次1

【シート1】

盛岡市、平泉町、及びこの市町村以外の地域は岩手県の屋外広告物条例・施行規則の内容を確認し、届出対象行為に該当するか確認する。

事業実施箇所	市	地内	地域区分	<input type="checkbox"/> 県所管 <input type="checkbox"/> 市町村 ( )
広告種別			<input type="checkbox"/> 市街地 <input type="checkbox"/> 農山漁村 <input type="checkbox"/> 自然	
届出手続き	<input type="checkbox"/> 要 <input type="checkbox"/> 不要	届出年月日	平成 年 月 日 ( )	

(3) 景観・まちづくり施策等

※～ 対象施策等がない場合は記入対象外

市町村確認	平成 年 月 日
各施策の有無	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 (名称: )
公共事業における配慮内容	
関係団体等	

3. 景観検討

(1) 景観特性・事業概要

一般地域

施設別

河川・水路

地域	【県】 <input type="checkbox"/> 重点地域 <input checked="" type="checkbox"/> その他 【景観行政団体市町村】 ( )
景観特性	〇〇県立自然公園が近接し、自然植生が多く残っていると同時に、水田風景をはじめとする農村景観が広がっている。
事業概要	河川の河道拡幅 L=*, **m、築堤工 L=*, **m、落差工 **基、樋門 *基

(2) 共通指針配慮

関連する指針、配慮事項、工夫ポイントなどを参考検討

テンプレート目次

共通指針(共通・個別事項)から主な該当部分を抜粋記入

項目	配慮項目	配慮内容・工夫ポイント	実施評価
1.位置・規模	1.主要な視点場からの眺望景観及び良好な景観資産を阻害しないよう配慮する。	1.高水敷からの景観資産〇〇〇の眺望景観に配慮した計画に努めた。	1.現地踏査を踏まえ、河道断面検討を実施。
2.のり面	2.のり面と自然地形との滑らかな擦り付けによる連続性と自然復元の可能性を検討したうえで、できる限り周囲の地形に応じた構造及び形態とし、周辺の景観との調和に配慮するものとする。	2.地形に応じたのり面の構造及び形態とすることにより、周囲の地形と馴染ませる工夫をし、周辺の景観と調和に努める。→山村区間について、自然地形との連続性に配慮した設計に努めた。	2.-

共通指針(個別事項)の「配慮事項」「工夫ポイント」等を参考に検討して記入。

前段階が無い場合は記入不要だが、参考情報などを必要に応じて記入。

(3) 施設別指針配慮

施設別指針から主な該当部分を抜粋記入

施設別指針の「配慮事項」「工夫ポイント」等を参考に検討して記入。

項目	配慮項目	配慮内容・工夫ポイント	実施評価
1.河川・水路(河川)	1.自然の営力により形成される河道法線、滞筋(瀬・淵等)、河床、水際等を極力尊重し、既存河床材料の活用、植生・表土の保全・移植等の工夫により、河川特有の多様な生態系の形成に配慮する。	・現状の河道の平面形状や縦横断面形状をなるべく改變しないように努める。→できる限り対応。 ・計画地やその近傍から入手できる木や石等、自然素材の活用を検討する。→現地発生の自然石の河床への活用等。 ・河畔林は、河川景観の特徴であるとともに生態系の中でも重要な機能を果たすことから、できるだけ保全することを検討する。→当初検討から*本保存。	-

(4) 検討手法(事業者検討以外)

※～ 事業者検討のみの場合、記入対象外

記入欄が少ない場合は、任意に拡大して作成して下さい。例えば、(2)(3)欄を拡大して、(5)(6)欄を縮小。

検討手法	<input type="checkbox"/> 委員会等 <input type="checkbox"/> アドバイザー <input type="checkbox"/> その他
------	--

(5) その他

・地元自治会より\*カ所のスロープ設置の要望があるが、景観形成上の支障はない。(調整中)

引き継ぎ事項・地元要望事項等の調整内容などを記入。

(6) 事業実施箇所・参考写真(撮影日) H\*\*.\*\*.\*\*

PHOTO貼付

スペースが小さいため、必要に応じて別紙に任意に整理。

必要に応じて、現況写真等を貼り付け。

【シート1】



記入例 4：公共建築物（通知対象）

景観検討サポートシート 1

確認印

部長・所長	室長	工務課長・次長	主任主査・主査	担当者

解説編

目次1

【シート2】

1. 事業分類

※白抜文字：～必須記入項目

(1) 事業名（業務名・工事名）

記入年月日 平成 23 年 ○ 月 ○ 日

〇〇市民文化センター	事業
〇〇市民文化センター新築工事実施設計	<input checked="" type="checkbox"/> 業務 <input type="checkbox"/> 工事
事業担当所属	〇〇市営繕部〇〇市民文化センター建設室

(2) 事業区分

◎ (適用対象外)



災害復旧以外の適用対象外については、本項目以降の記入不要。

<input type="checkbox"/>	道路舗装の補修工事等の原形復旧を目的とする事業
<input type="checkbox"/>	地盤面下で実施する事業
<input type="checkbox"/>	災害復旧（改良復旧以外）を目的とする事業。
<input type="checkbox"/>	非常災害のため必要な応急措置として行う行為
<input type="checkbox"/>	通常管理行為、軽易な行為その他の行為で政令（景観法施行令第8条）で定める <b>※資料編</b>
<input type="checkbox"/>	法令等の定めにより、指針に基づく景観上の配慮が講じられない場合 理由：

(3) 段階・検討履歴

事業年度 平成 22 年度 ～ 平成 25 年度

今回段階	①計画・設計 <input checked="" type="checkbox"/>		②施工 <input type="checkbox"/>	③維持管理 <input type="checkbox"/>	④増築（増設）・修繕 <input type="checkbox"/>
履歴	年度	検討年月日	段階	記入者（職・氏名）	摘要
	H23	H23. ○. ○	①	技師 ** **	実施設計
	H22	H22. ○. ○	①	技師 ** **	基本設計

最上欄に今回の記入項目を記載

景観計画区域は、いわてデジタルマップで確認。その他は資料編で確認。

2. 法手続・施策確認

※Ⅲ資料編 岩手県内の景観計画等施行状況

(1) 景観条例（自主条例含む）

※Ⅲ資料編 各景観計画等の概要

※用語解説（景観）

盛岡市、北上市、奥州市、平泉町、一関市、一関市本寺地区、遠野市及び、この市町村以外の地域は、岩手県の景観条例・施行規則・景観計画の内容を確認し、通知対象行為に該当するか確認する。

事業実施箇所	<input type="checkbox"/>	〇〇市 〇〇地内	<input type="checkbox"/>	市町村指定・重点地域等
	<input type="checkbox"/>	重点地域（県）	<input type="checkbox"/>	（ ）
	<input type="checkbox"/>	景観地区 <input type="checkbox"/> 準景観地区	<input type="checkbox"/>	景観重要公共施設
通知手続き（対象施設）	<input checked="" type="checkbox"/>	要 <input type="checkbox"/> 不要	<input type="checkbox"/>	景観重要建造物 <input type="checkbox"/> 樹木
通知年月日	平成 23 年 ○ 月 ○ 日	（予定）	<input checked="" type="checkbox"/>	その他
同上・事前協議	平成 23 年 ○ 月 ○ 日	（済）	<input type="checkbox"/>	（岩手県・一般地域（市街地景観地区））

景観法以外の景観に関わる規制の対象となる地域・地区等

事前協議は任意。

根拠法令	規制区域等	対象地区等
都市計画法	風致地区	<input type="checkbox"/> ( )
自然公園法	自然公園内の特別地域	<input type="checkbox"/> ( )
文化財保護法	伝統的建造物群保存地区 重要文化的景観	<input type="checkbox"/> ( ) <input type="checkbox"/> ( )
歴史まちづくり法	認定歴史的風致維持向上計画の重点区域	<input type="checkbox"/> ( )
都市緑地法	特別緑地保全地区	<input type="checkbox"/> ( )
景観条例〔自主条例〕	地方公共団体の条例により定められた指定地区	<input type="checkbox"/> ( )

【シート2】

記入例4：公共建築物（通知対象）

景観検討サポートシート 2

検討年月日	段階	摘要	備考
H23. ○. ○	①	実施設計	

(2) 屋外広告物条例

※～ 公共広告物がない場合は記入対象外

解説編

目次1

【シート1】

盛岡市、平泉町、及びこの市町村以外の地域は岩手県の屋外広告物条例・施行規則の内容を確認し、届出対象行為に該当するか確認する。

事業実施箇所	○○ 市 ○○ 地内	地域区分	<input checked="" type="checkbox"/> 県所管 <input type="checkbox"/> 市町村 ( )
広告種別	建植広告物		
届出手続き	<input checked="" type="checkbox"/> 要 <input type="checkbox"/> 不要	届出年月日	平成 23 年 ○ 月 ○ 日 ( 予定 )

(3) 景観・まちづくり施策等

※～ 対象施策等がない場合は記入対象外

市町村確認	平成 年 月 日
各施策の有無	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 ( 名称 : )
公共事業における配慮内容	
関係団体等	

3. 景観検討

(1) 景観特性・事業概要

施設別

公共建築物

地域	【県】 <input type="checkbox"/> 重点地域 <input checked="" type="checkbox"/> その他 【景観行政団体市町村】 <input type="checkbox"/> ( )
景観特性	周辺には中央公園や図書館などの公共施設が隣接し、歴史的な建造物も保存されている。公園からは岩手を代表する岩手山が眺望でき、豊かな自然景観と歴史文化が調和した市街地が形成されている。
事業概要	鉄骨鉄筋コンクリート造 4F 延べ面積 3,150㎡ 高さ=32m

一般地域

関連する指針、配慮事項、工夫ポイントなどを参考検討

→ テンプレート目次

(2) 共通指針配慮

項目	配慮項目	配慮内容・工夫ポイント	実施評価
位置・規模 形態・意匠 色彩 素材・耐久性	主要な視点場からの眺望景観及び良好な景観資産を阻害しないよう配慮するとともに、現地踏査による情報収集により、公共施設の規模・配置の工夫、設置を必要最小限とするなど、周辺の地形及び環境への調和に努めるものとする。	警官資産に配慮するため、敷地内での建物の配置を検討すると共に、隣接する歴史的建造物である○○○との調和を図るため形態、意匠、外壁素材の工夫を行った。また、街路樹から連続した緑地帯を設け憩いの空間を整備し、周辺景観との調和に配慮した。	現地踏査による情報収集により、公共施設の規模・配置の工夫、設置を必要最小限とするなど、周辺の地形及び環境への調和に努めた。

共通指針(共通・個別事項)から主な該当部分を抜粋記入

共通指針(個別事項)の「配慮事項」「工夫ポイント」等を参考に検討して記入。

前段階が無い場合は記入不要だが、参考情報などを必要に応じて記入。

(3) 施設別指針配慮

項目	配慮項目	配慮内容・工夫ポイント	実施評価
(1)建築物及び工作物	ア 大規模な公共建築物については、岩手県景観計画を遵守するものとする。 イ 公共建築物は、立地する地域の自然環境や歴史・文化をいかし、地域の様式の採用、意匠、素材、色彩等の工夫により、周辺の景観との調和に配慮するものとする。	■景観形成基準に定めている位置、規模、形態、意匠、素材及び色彩に関する基準に沿った設計を行い、建築物等の機能を生かし、隣接する歴史的建造物である○○○との調和を図り、地域の歴史、文化が醸し出される意匠デザインを心がけた。 □広場からは、背景にある岩手山を望むことができるよう建物の配置、高さ、屋根勾配に配慮した設計とした。	景観シミュレーションにより周囲との調和や眺望検討を実施し、適正な配置となった。

施設別指針から主な該当部分を抜粋記入

記入欄が少ない場合は任意に拡大して作成してください。例えば、(2)(3)を拡大し(5)(6)欄を縮小。

(4) 検討手法 (事業者)

※～ 事業者検討のみの場合、記入対象外

検討手法	<input type="checkbox"/> 委員会 <input type="checkbox"/> アドバイザー <input type="checkbox"/> その他 ( )
------	---

(5) その他

・地元の歴史文化を象徴するデザインとする。  
・街路樹を生かした植栽計画とする。  
・○○市景観形成基本方針～周辺の景観と調和しながら新市街地を形成し、活力ある街並みを形成する。

引き継ぎ事項・地元要望事項等の調整内容などを記入。

(6) 事業実施箇所・参考写真 (撮影日) H\*\*.\*.\*.\*\*

PHOTO貼付(周囲の状況がわかる近景、遠景写真を添付する。)

スペースが小さいため、必要に応じて別紙に任意に整理。

必要に応じて、現況写真等を貼り付け。

【シート1】